

令和2年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省総合政策局環境政策課）

項 目 名	より環境負荷の小さい輸送手段への転換及び公共交通機関の利用者利便の増進に資する事業に係る特例措置の延長	
税 目	地球温暖化対策のための税	
要 望 の 内 容	<p>【制度の概要】 地球温暖化対策を適正に推進するため、モーダルシフトの推進及び公共交通機関の利用者利便の増進に資する事業の用に供される以下の燃料に係る地球温暖化対策のための税が還付される。</p> <p>①内航運送又は一般旅客定期航路事業（遊覧除く）の用に供した軽油又は重油 ②第一種鉄道事業及び第二種鉄道事業の用に供した軽油 ③国内定期航空運送事業の用に供した航空機燃料</p> <p>【要望の内容】 現行の還付措置を3年間（令和2年度～令和4年度）延長する。</p> <p>【関係条文】 租税特別措置法 第90条の3の2、第90条の3の4、第90条の7（第3項を除く。） 租税特別措置法施行令 第48条の7 租税特別措置法施行規則 第39条の4、第39条の5</p>	
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	百万円 (▲5,000 百万円の内数) (百万円)

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>「地球温暖化対策計画」（平成 28 年 5 月閣議決定）においては、2030 年度における運輸部門のエネルギー起源二酸化炭素の排出量を、2013 年度比で約 27.6%減の水準にすることとされている。</p> <p>運輸部門は、我が国の二酸化炭素排出量の約 2 割を占めることから、運輸部門の低炭素化が我が国の温室効果ガス削減に果たす役割は大きい。そのため、「地球温暖化対策計画」（平成 28 年 5 月閣議決定）においては、地球温暖化対策・施策として、「物流体系全体のグリーン化を推進するため、自動車輸送から二酸化炭素排出量の少ない内航海運又は鉄道による輸送への転換を促進する」こと（モーダルシフトの推進）や、「公共交通機関の利用促進」が位置づけられている。また、「交通政策基本計画」（平成 27 年 2 月閣議決定）において、「更なるモーダルシフトの推進」、「公共交通の利用促進」が、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」（令和元年 6 月閣議決定）において、「自動車輸送から CO2 排出量の少ない内航海運又は鉄道による輸送への転換（モーダルシフト）を促進する」ことや、「公共交通の利用促進」が位置づけられているところである。</p> <p>このような状況の中、引き続きモーダルシフトを推進し、公共交通機関の利用を促進するよう、当該事業の用に供される燃料に係る地球温暖化対策のための税の還付措置を延長し、我が国の地球温暖化対策を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>運輸部門は、我が国の二酸化炭素排出量の約 2 割を占めることから、運輸部門の低炭素化が我が国の温室効果ガス削減に果たす役割は大きい。還付措置により地球温暖化対策のための税がモーダルシフトの推進及び公共交通機関の利用促進に逆行する負の経済的インセンティブとなることを回避するため、これらの事業の用に供される燃料については引き続き還付措置が必要である。</p>											
<p>今回の要望に関連する事</p>	<p>合理性</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="534 1176 694 1429"> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> </td> <td data-bbox="694 1176 1489 1429"> <p>○政策目標 3 地球環境の保全 施策目標 9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う</p> <p>○政策目標 8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上 施策目標 27 地域公共交通の維持・活性化を推進する</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="534 1429 694 1590"> <p>政策の達成目標</p> </td> <td data-bbox="694 1429 1489 1590"> <p>温室効果ガスの排出量の削減に寄与する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="534 1590 694 1912"> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> </td> <td data-bbox="694 1590 1489 1912"> <p>3 年間（令和 2 年度～令和 4 年度）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="534 1912 694 2130"> <p>同上の期間中の達成目標</p> </td> <td data-bbox="694 1912 1489 2130"> <p>温室効果ガスの排出量の削減に寄与する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="534 2130 694 2130"> <p>政策目標の達成状況</p> </td> <td data-bbox="694 2130 1489 2130"> <p>温室効果ガスの排出量の削減に寄与している。</p> </td> </tr> </table>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>○政策目標 3 地球環境の保全 施策目標 9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う</p> <p>○政策目標 8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上 施策目標 27 地域公共交通の維持・活性化を推進する</p>	<p>政策の達成目標</p>	<p>温室効果ガスの排出量の削減に寄与する。</p>	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>3 年間（令和 2 年度～令和 4 年度）</p>	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>温室効果ガスの排出量の削減に寄与する。</p>	<p>政策目標の達成状況</p>	<p>温室効果ガスの排出量の削減に寄与している。</p>
<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>○政策目標 3 地球環境の保全 施策目標 9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う</p> <p>○政策目標 8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上 施策目標 27 地域公共交通の維持・活性化を推進する</p>											
<p>政策の達成目標</p>	<p>温室効果ガスの排出量の削減に寄与する。</p>											
<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>3 年間（令和 2 年度～令和 4 年度）</p>											
<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>温室効果ガスの排出量の削減に寄与する。</p>											
<p>政策目標の達成状況</p>	<p>温室効果ガスの排出量の削減に寄与している。</p>											

	有効性	要望の措置の適用見込み	392 業者（海運 338 業者、鉄道 35 業者、航空 19 業者）
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	地球温暖化対策のための税がモーダルシフトの推進及び公共交通機関の利用者利便の増進に逆行する負のインセンティブとなることを回避し、温室効果ガスの排出量の削減に寄与する。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性	本措置は、地球温暖化対策のための税に係る還付措置の延長を求めるものであり、当該税がモーダルシフトの推進及び公共交通機関の利用者利便の増進に逆行する負の経済的インセンティブとなることを回避することによって温室効果ガスの排出削減を図る適正な方法である。また、補助金等による補填等に比べて最も効果的かつ効率的な措置である。		
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	<p>平成 27 年度 392 業者（海運 337 業者、鉄道 36 業者、航空 19 業者） ▲3,395 百万円</p> <p>平成 28 年度 392 業者（海運 339 業者、鉄道 35 業者、航空 18 業者） ▲5,201 百万円</p> <p>平成 29 年度 392 業者（海運 338 業者、鉄道 35 業者、航空 19 業者） ▲5,262 百万円 （平成 29 年度要望時の減収見込額 ▲4,000 百万円）</p>	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	温室効果ガスの排出量の削減に寄与している。
	前回要望時の達成目標	温室効果ガスの排出量の削減に寄与する。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	温室効果ガスの排出量の削減に寄与している。
これまでの要望経緯	平成 22 年度 新設要望 平成 24 年度 創設 平成 26 年度 延長 平成 29 年度 延長	